

区長コラム⑧ はい! 東淀川区長 金谷 一郎です!

平成25年度の東淀川区事業のうち、具体的な実施内容が決まった事業について、いくつか紹介させていただきます。

まず、就学制度の改善については、1面にも掲載しましたが、教育委員会議の決定を受けて、平成26年4月から指定外就学の緩和措置を全て導入することとなりました。通学区域の学校よりも自宅からの通学距離が短い学校がある場合は、その学校に入学することができます。また、中学校に入学または転入学する際に、従来から行っていた部活動がない場合、その部活動のある中学校に入学することができます。制度について詳しくは、今在学している幼稚園・小学校などを通じてお知らせします。学校選択制については、引き続き検討を続けてまいります。

次に、高齢者の孤独死を防ぐシステムの構築事業などの取り組みを開始します。高齢者世帯のうち単身世帯の割合が、東淀川区では64.8% (平成22年国勢調査)となっています。従来から、地域では見守り活動などを行っていただいておりますが、さらにそれを強化し、高齢者が安心して地域で暮らせるまちづくりを行い、区内で高齢者の孤独死ゼロをめざします。

また、地域活動協議会が、区内全地域の17小学校下でスタートしました。各種の地域行事も、より地域の特性が活かされるよう、地域活動協議会へ財政的な支援も行い、「ニア・イズ・ベター」の考えで進めてまいります。



保健師の健康一口メモ No.9

認知症って? -物忘れとどう違うの?-

認知症とは、一度獲得された知的能力(記憶・思考・理解・計算・言語・学習能力・判断など)が持続的に低下し、社会的に支障をきたすようになった状態をいいます。

年をとれば、誰でも知的機能は若い時に比べると衰えていきますが、それは認知症とは言えません。認知症は、脳の神経細胞が徐々に変性したり、死滅していく脳の病気です。年を取ったからといって、誰もが認知症になるわけではありません。

加齢による物忘れ

体験の一部を忘れる

ヒントを与えられると思い出せる

物忘れに対して自覚がある

認知症による物忘れ

体験全体を忘れる

ヒントを与られても思い出せない

物忘れに対して自覚がない

★家族が最初に気づいた日常生活の変化として

- ・同じ事を何回も言ったり聞いたりする ・だらしくなる
 - ・置き忘れ、しまい忘れが目立つ ・以前あった興味や関心が失われた
 - ・物を盗まれたという ・ささいな事で怒りっぽくなった
- などが挙げられます。

早期に受診し、診断してもらうことで日常生活の障がいを軽減できる場合があります。このような症状が見られたら、早めに区役所や医療機関に相談しましょう。

保健福祉課では、保健師や精神保健福祉相談員による健康相談窓口を開設しています。また、予約制で精神科医師による相談も行っています。ぜひ、相談してください。

問合せ 区役所保健福祉課 ☎4809-9968

自転車安全利用 五則を守ろう!

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

右の標識のある歩道では自転車も通行することができます。

2 車道は左側を通行

後方からくる車に注意! 道路(車道)の左端を通行しましょう!

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は車道寄りをゆっくり走りましょう。

歩道の中央から車道側を通行!

すぐに一時停止できるような速度で徐行しましょう!

4 安全ルールを守る

- 二人乗りの禁止 ●並進の禁止 ●飲酒運転の禁止
- 夜間はライトを点灯 ●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

保護者は、
・6歳未満の子どもを自転車に同乗させる場合 } は、
・13歳未満の子どもが自転車を運転する場合 }
子どもにヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。



「自転車および歩行者専用」の標識



●罰則について

・通行区分違反(自転車は車道が原則、歩道は例外)

⇒罰則: 3月以下の懲役または5万円以下の罰金

・夜間のライト点灯義務 ・携帯電話、ヘッドホンの使用禁止

⇒罰則: 5万円以下の罰金

・歩道通行の方法違反(歩道は歩行者優先、車道よりを徐行)

・路側帯通行違反 ・二人乗りの禁止 ・併進の禁止

⇒罰則: 2万円以下の罰金または科料

・飲酒運転の禁止

⇒罰則: 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

・指定場所での一時停止違反 ・信号機の信号などに従う義務

⇒罰則: 3月以下の懲役または5万円以下の罰金

問合せ 区役所市民協働課 ☎4809-9734

区東南部地域で福祉バスを運行しています

東淀川区では、4月から区東南部地域で福祉バス・ゆうあい号の運行を行っています。このバスは高齢者や障がい者、妊産婦の方や乳幼児(満4歳未満)連れの保護者の方など、地下鉄や市バスなどの既存の交通手段による移動が困難な方を対象としています。路線図や時刻表は区役所で配付しています。確認のうえ、ご利用ください。

問合せ 区役所総務課 ☎4809-9908



愛称:ゆうあい号

平成24年度 第2回 区政会議を開催しました

3月11日に区政会議を開催しました。今回の区政会議では、「平成25年度東淀川区関連予算(案)」・「平成25年度東淀川区運営方針(案)」および「東淀川区将来ビジョン(案)」を議題として取り上げ、区政会議委員の皆さんからは、福祉関連予算に関することなど、たくさんのご意見をいただきました。会議資料・議事要旨は、区ホームページで公開しています。

問合せ 区役所総務課 ☎4809-9908



広告掲載枠